

2010年7月15日

国立大学法人三重大学  
学長 内田 淳正 様

三重大学教職員組合  
中央執行委員長 野崎 哲哉

## 団体交渉申し入れ書

「団体交渉に関する労働協約」第1条の規定により、下記の項目について団体交渉の開催を申し入れます。交渉事項の詳細、出席者などは事前に協議しますが、可能な限り速やかな開催を要望いたします。

### 記

#### 1. 駐車場有料化問題について

- (1) 大学側からの「有料化の根拠」について、再度説明を求めます。
- (2) 大学構成員から寄せられた意見への回答を求めます。

そもそもの問題として、大学当局は駐車場有料化の根拠をきちんとした形で構成員に示していないのではないのでしょうか？根拠が二転三転することはおかしいのではないのでしょうか？

キャンパスマスタープラン実行の財源確保であるとすれば、受益者は構成員全員であり、自動車通勤者だけに負担を課するのは明らかにおかしいのではないのでしょうか？

公共交通手段で通勤できる人とできない人をちゃんと区別しているのですか？「車でなければ通えない場所に住んでいる者」だけ不公平に負担を強いられるのではありませんか？

「有料化」強行によって公共交通手段の通勤者が増えた場合、通勤手当は莫大な額にのぼるのではありませんか？財政問題の解決にはならないことを承知しているのでしょうか？

現在の駐車場不足、車輦がキャンパスに溢れている状況のもとで、有料化すれば確実に自分の駐車場スペースが確保されるのでしょうか？

「国有財産の私的利用」という理由であるならば、車だけでなく自転車通勤者からも本当に料金をとるのですか？その場合、教職員だけでなく学生からも本当に徴収するのでしょうか？

勤務時間外（土日等の休日を含む）の乗り入れこそ「国有財産の私的利用」にあたるため、これは一切禁止しなければならないのではないのでしょうか？それとも通勤時に徴収される駐車料金とは別に利用料を徴収することになるのでしょうか？

主に土日祝日に、学内施設を利用している市民、学内で開催されている研究会への出席者などからも駐車場の利用料金を徴収するのですか？

緑内障を患っている障害者が家族に送り迎えしてもらい、一時的に駐車することもあり得ますが、その際も徴収されるのでしょうか？

上浜キャンパスには臨時駐車許可証を交付してもらい出入りしている教職員も月額で徴収されるのでしょうか。1回単位、1日単位での徴収はあるのですか？

研究・教育上の諸事情（パソコンや資料を自宅に持ち帰って仕事をする場合、研究上の大きな資材等の搬入、県内の学校・施設への挨拶まわりなど）のために構内に車を乗り入れることもあり得ますが、そうした場合は「特別措置」が認められるのでしょうか？

前述の「特別措置」についての現在の検討内容はどうなっていますか？一旦「特別措置」を設けると正直者が馬鹿をみるような事態になるのではないのでしょうか？

駐車場出入口のゲートを設置した場合、大学が国道23号線に非常に近い位置にあるため、朝夕に大変な渋滞が発生するのではないですか？

先行して行われた医学部の駐車場の収支はどうなっていますか？

もし今後上浜キャンパスで駐車場有料化が実施された場合、毎年収支はちゃんと公開されるのでしょうか？

(3) 現時点で大学側が検討されている駐車場有料化の詳細およびスケジュールの開示を求めます。

## 2. 本学事務系職員の労働実態改善の現状について

(1) 津労基署の立ち入り問題に関してのこれまでの経緯と対応について簡単な説明を求めます。

(2) 実際に未払い賃金はいくらになりましたか？

(3) 短期間に二度も労基署の立ち入り調査を受けることとなった原因はどこにありますか？3月の組合からの申し入れとも関わって、なぜこうした問題が起こったと考えますか？

(4) 今後こうした問題が起こらないために、こういった対応が一番求められますか？

## 3. その他

(1) 人事院勧告に対する対応について、昨年のように本来教職員の給与を一時的に凍結したものを別の用途に使うことはあってはならないと考えます。今年もすでに人事院は引き下げ勧告を行う見通しであること、さらに傾斜配分方式を検討していることが報道されています。これ以上の給与引き下げはあってはならないと考えますが、本学の対応をお聞かせください。

(2) 第二期中期計画中の人員管理計画について、大幅な教職員の削減計画が盛り込まれているようですが、大学としての教育・研究に支障をきたすことが懸念されます。学長の意見を求めます。

(付記) 交渉内容を組合員に報告する必要があるため、交渉時の内容を録音しますので、予めご了承ください。